

○木曾広域連合慶弔金規程

〔平成13年3月5日
規程第4号〕

改正 平成18年1月31日

規程第1号

木曾広域連合慶弔金及び餞別規程（平成11年規程第11号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この規程は、木曾広域連合（以下「連合」という。）が、次の各号に定めるものに慶弔金を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(1) 連合の常勤の特別職の職員及び一般職の職員（以下「常勤職員」という。）、非常勤の一般職の職員（以下「非常勤職員」という。）並びに非常勤の特別職の職員（以下「非常勤特別職」という。）

(2) 連合に関わる個人及び関係団体（以下「関係団体等」という。）

（慶弔金の種類等）

第2条 慶弔金の種類及び支給範囲は、次のとおりとする。

(1) 祝儀 常勤職員が結婚した場合（退職後、3ヶ月以内を含む。）

(2) 見舞金 常勤職員、非常勤職員及び非常勤特別職（以下「職員等」という。）が、疾病又は負傷等により15日以上療養を必要とする場合並びに火災・風水害などの災害を受けた場合

(3) 香典 職員等が死亡した場合又は職員等の配偶者と1親等以内の親族（以下「親族等」という。）が死亡した場合

（慶弔金の額等）

第3条 慶弔金の額等は、次のとおりとする。

(1) 祝儀 10,000円

(2) 見舞金

① 傷病の場合

ア 常勤職員 5,000円

イ 非常勤職員 3,000円

② 災害の場合

災害の状況、被害の程度等により、その都度連合長が定める額

(3) 香典

ア 職員等 20,000円

イ 親族等 10,000円

ウ 上記ア又はイの葬儀に常勤職員が公務で出席する場合 5,000円

（その他の慶弔金）

第4条 前2条に定めるもののほか、関係団体等への慶弔金の種類、額等は、次のとおりとする。

(1) 祝儀

ア 関係団体等の式典 その都度連合長が定める額

イ 関係団体等の総会 10,000 円以内

(2) 見舞金 10,000 円以内

(3) 香典 10,000 円以内

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 勤続年数の計算にあつては、次の各号に該当する在職期間を通算する。

(1) 旧木曾広域行政事務組合

(2) 旧木曾老人施設組合

(3) 旧木曾福祉行政組合

(4) 旧木曾北部環境衛生組合

(5) 旧木曾南部地域環境衛生組合

(6) 木曾郡の町村

(7) その他連合長が特に認める機関

附 則 (平成18年1月31日規程第1号)

この規程は、平成18年2月1日から施行する。